第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削る。

第六十八条の七十第一項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第七項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十一第一項中「第五項」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度　その」における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の七十一第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該分割承継法人等」を「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の七十一第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第五項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十三項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十三項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の七十二第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改める。

第六十八条の七十六の二第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三」に改め、同条第四項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第七項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十八条の七十八第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「又は適格分割に該当しない分割型分割（その分割型分割の日が同条第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。第十二項において同じ。）」及び「又は分割型分割」を削り、同条第九項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十二項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第十五項第一号ロ及び第二号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「第五項」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の七十九第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被